

神戸市立本山第三小学校PTA規約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は神戸市立本山第三小学校PTAと称し、所在地を神戸市東灘区本山中町1-2-35（神戸市立本山第三小学校内）に置く。ゆうちょ銀行で使用する名称は「神戸市立本山第三小学校P」とする。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は父母と教師が協力して、次のことを目的として活動する。

- (1) 子供の幸せを守るために家庭と学校の緊密な連絡によって児童を保護善導する。
- (2) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
- (3) よりよい社会を作るために会員の教養を高め、成人教育をさかんにする。

第 3 章 運 営 方 針

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主団体として運営する。そのために基本方針を次のように定める。

- (1) 教育文化福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (2) 学校の人事その他経営に干渉しない。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (4) 会の名称や役員の名前で公私の選挙の候補を推薦しない。

第 4 章 会 員 の 資 格

第 4 条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

- (1) 正会員 この学校に在籍する児童の父母またはこれに代る保護者とこの学校に勤務する校長及び教職員。
- (2) 賛助会員 正会員以外の人でこの学校の校区に住み、この会の主旨に賛同する者で運営委員会の承認を得たもの。

第 5 章 経 理

第 5 条 この会の経費は会費寄付金その他の収入によってまかなわれる。

第 6 条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

第 7 条 この会の年間事業計画に基づき、必要な予算を総会で定める。

第 8 条 会費は、児童一人につき年額2,000円とする。

第 9 条 特別の費用を集めるときは7日以上前に文書で知らせた上、総会の承認を受ける。

第10条 会費を納めることが困難であり、また止むを得ないと思われる人たちには会長と校長の協議によりその金額を減らし、また免除することができる。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第12条 この会の経理は毎学期中間監査を受け、決算は会計年度終了後速やかに会計監査を受ける。

第13条 会計監査の結果は総会で報告され、全会員に文書で知らせなければならない。

第6章 会計監査委員

第14条 この会の経理を監査するために、会計監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は若干名とする。
- (2) 会計監査委員は必要に応じて監査することができる。

第7章 役員

第18条 この会全体の運営の代表責任者として次の役員を置く。

- (1) 会 長 保護者1名
- (2) 副会長 保護者2名 以上
- (3) 書 記 保護者1名 教師1名 以上
- (4) 会 計 保護者1名 教師1名 以上
- (5) 理 事 保護者2名 以上

第19条 役員は次のようにして選出される。

- (1) 会長は、運営委員の中より若干名の本部役員選考委員を委嘱する。
- (2) 候補者の指名にあたっては、候補者の同意を得なければならない。
- (3) 役員は、指名委員が選出した役員候補者を総会で承認する事によってきまるものである。

第20条 役員の任期は1年とし、新たに役員が選出されるまで、役員が引き続きその職務を行う。

第21条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し一切の会務を統括する。
- (2) 総会及び運営委員会を召集し、会議の議長となる。
- (3) この会の資産を管理する。

第22条 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときまたは事故あるときはその職務を代行する。

第23条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってその会の庶務を行う。

第24条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づき、会長の指示に従って一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿等を保管しいつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受けて会員に報告する。

第25条 理事は役員の職務全般を補佐する。

第26条 この会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は運営委員の承認を得て、毎年新しく会長が委嘱する。
- (2) 顧問は総会その他の会に出席して意見を述べることができる。ただし表決には加わらない。

第 8 章 委 員

第15条 委員は年間事業計画で決められたことを行う。

策16条 全学年から、各部の委員を選出する。

第17条 各部の委員から若干名リーダーを兼任する。

第 9 章 部会及び部活動

第27条 この会の専門的なことがらを調査研究、立案または実施するために、次の部会を置く。

- (1) 厚生部会 会員・児童の厚生福祉の仕事、及び学校行事のサポートをする。
- (2) エコ活動部会 ベルマーク等の推進活動をする。
- (3) 広報部会 会員の教養を高め、会の広報活動にあたる。

防犯グループ細則

第1条 構成員はPTA委員及び青少協委員より互選する。

第2条 活動は地域の防犯活動に帰依すると共に児童の通学路や遊び場に防犯カメラを設置し、児童の安心安全を見守る活動を行う。

第3条 防犯カメラの維持管理は当部会にて行い定期的に管理を行う。

防犯カメラのデータは防犯管理以外には決して利用しない。(守秘義務の厳守)

第 10 章 運 営 委 員 会

第28条 運営委員会は教職員、各部から提案された事業計画の審議検討及び連絡調整、また、総会に提出される議案の調整を行う。

第29条 運営委員会は、役員・リーダー・校長・教頭・各部顧問によってつくられる。

第30条 特別委員会が設けられているときは、その委員長も参加する。

第 11 章 総 会

第 31 条 総会は、全会員を以て構成されるこの会の最高決議機関である。

第 32 条 役員承認、予算・決算・年度事業計画その他重要なことがらは、すべて総会にはかきめる。

第 33 条 総会の開催については次の通りである。

- (1) 定期総会は毎年年度始めに開く。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開く。
- (3) 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以て成立する。
- (4) いずれの総会も書面により開くことができる。

第 12 章 議 決

第 34 条 すべての総会の議決は、出席者の過半数で決する。

第 35 条 この会の解散・規約の改廃・総会及び運営委員会が必要とした議案については、出席者の3分の2以上（委任状を含む）の賛成で決する。

第 13 章 補 則

第 36 条 この会の設立日は昭和30年5月22日とする。

第 37 条 この規約を改めるときは、総会にはかる。

昭和60年(1985年)4月25日	一部改定	
昭和62年(1987年)4月23日	一部改定	
平成11年(1999年)4月23日	一部改定	
平成12年(2000年)4月24日	一部改定	
平成17年(2005年)4月28日	一部改定	
平成23年(2011年)4月22日	一部改定	
平成26年(2014年)4月22日	一部改定	期間限定(至平成28年度・・・2016年度)
平成27年(2015年)4月21日	一部改定	
平成28年(2016年)2月25日	一部改定	
平成28年(2016年)4月21日	一部改定	
平成30年(2018年)9月1日	一部改定	
平成31年(2019年)3月7日	一部改定	
令和3年(2021年)5月11日	一部改定	
令和4年(2022年)2月4日	一部改定	
令和4年(2022年)5月9日	一部改定	